

# 山口県報

令和6年  
3月19日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
(男女共同参画課)……………一
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………二
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四
- 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
- 漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則(漁港漁場整備課)……………七
- 人委規則  
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 企業管理規程  
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………八

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四号

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則



### (趣旨)

第一条 この規則は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (設備)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第三条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、原則として一人とすること。ただし、入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、二人以上とすることができる。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。

ハ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けている場合は、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。

三 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品等を備えること。

四 食堂及び調理室には、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

### (職員)

第三条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 入所者の自立支援を行う職員 二人以上
- 二 栄養士又は調理員 一人以上
- 三 看護師又は心理療法担当職員 一人以上
- 四 事務員 一人以上
- 五 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

(記録の整備)

第四条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(食事)

第五条 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(保健衛生)

第六条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。

3 女性自立支援施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第七条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を備えること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取戻させること。

(自立支援)

第八条 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考

え方を示さなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の意向を踏まえ、当該入所者の自立支援を行うための計画を作成しなければならない。

(関係機関との連携)

第九条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第五十四号）は、廃止する。

(経過措置)

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設であつて、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第八条第三項の規定により女性自立支援施設とみなされるものの居室（この規則の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の定員及び床面積については、第二条第二項第二号イ及びロの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第五号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第四条第一項第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第十一条の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要を要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第十一条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等を担当する者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、第三十七条第二項に規定するアセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を同条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

い。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第三十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第三十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第三十七条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第五十二条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行

わなければならぬ。  
第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とし、第六十条を第五十九条とし、第六十一条を第六十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(地域との連携等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十一条の二第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に関する経過措置)

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間は、改正後の規則第十一条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第五条第一項第一号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則

とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。  
第十二条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第十二条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第十二条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等を担当する者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、第二十六条第二項に規定するアセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を同条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第二十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第二十六条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十六条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

なければならない。

第四十一条を削り、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とする。附則第二項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（地域との連携等に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条の二第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に関する経過措置）

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間は、改正後の規則第十二条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第五条中「第二十七条」の下に「及び第二十七条の二」を加え、同条に次の一項を加

える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第九条第二項第五号中「入所支援計画」の下に「及び第二十七条の二第一項に規定する移行支援計画」を加える。

第二十六条第一項中「入所支援計画」の下に「及び第二十七条の二第一項に規定する移行支援計画」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第二十七条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握

(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第三十条の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第五項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第四十六条第一号中「指導」を「支援」に改める。

第五十条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「準用する第二十七条」との次に、「第二十七条の二」とあるのは「第五十条において準用する第二十七条の二」と、同項第一号中「を、」を「準用する第二十七条第二項」との次に、「第二十七条の二第一項」とあるのは「第五十条において準用する第二十七条の二第一項」とを、「準用する次条第一項」との次に、「第二十七条の二第一項」とあるのは「第五十条において準用する第二十七条の二第一項」と、第二十七条の二第五項及び第六項中「前条第三項」とあるのは「第五十条において準用する前条第三項」とを加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)第三条の規定の施行の日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則

(漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第一条 漁港漁場整備法施行細則(昭和四十八年山口県規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式及び別記第六号様式中「漁港及び漁場の整備等に関する法律」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第七号様式から別記第十号様式までの規定中「漁港及び漁場の整備等に関する法律」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(下関漁港管理条例施行規則の一部改正)

第二条 下関漁港管理条例施行規則(昭和三十年山口県規則第四十九号の二)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

(山口県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第三条 山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の二及び第二十六号の二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(山口県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第四条 山口県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ)及び第十九条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場

の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ及び同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(山口県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正)

第五条 山口県自然海浜保全地区条例施行規則(昭和五十七年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第六条 山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部改正)

第七条 山口県希少野生動植物種保護条例施行規則(平成十七年山口県規則第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十二号第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項若しくは第二項」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同条第一項若しくは第三項」に改め、同号チ及びル並びに同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十七条第一号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項若しくは第二項」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

第三十四条第一項第二号ハ(1)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第一号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、指導等」を「及び必要な情報の提供、助言その他の援助」に改める。

第十三条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項第一号」に、「巡回監視（以下この条）を「巡回監視（第三項及び第四項）」に、「調査（以下この条において）」を「調査（以下）」に改め、同条第三項第一号中「巡回監視」の下に「及び第二項第二号に掲げる作業」を加え、同項第二号中「応急作業等」の下に「及び第二項第三号に掲げる作業」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

三 第二項第一号に掲げる作業 一日につき 四百八十円

第十三条第二項に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

三 前項第一号及び第二号に掲げる作業 一日につき 四百八十円

四 前項第三号に掲げる作業 一日につき 七百三十円

第十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十七条第一項第二号に規定する作業は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項の都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項の市町村災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するため、当該災害による被害が生じ、又は生じるおそれがある地域において行う次に掲げる作業とする。

一 県庁舎以外の場所において行う関係行政機関等との連絡調整

二 巡回監視（県の管理する前項各号に掲げる現場において行うものを除く。）

三 前項に定める作業及び前各号に掲げる作業のほか、避難所において行う当該避難所の運営、災害対策基本法第九十条の二第一項の規定による調査その他当該災害に対処するため県庁舎以外の場所において行う作業

第十九条の二第三項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

令和六年三月十九日印刷  
令和六年三月十九日発行

発行人 山口県知事

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。



### 山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年三月十九日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県企業局東部発電事務所の項中「生見川発電所」の下に「、平瀬発電所」を加える。

附 則

この管理規程は、令和六年三月十九日から施行する。